

発信者情報開示請求に関する 若干の実務的考察

2011年2月28日

森・濱田松本法律事務所

弁護士 飯田 耕一郎

経歴・視点

➤ 権利者の代理人として

- 名誉毀損事件において、某匿名掲示板(ホスティング・プロバイダ)に対する発信者情報開示の仮処分(断行)
- P2P個人情報不正流出事件において、ISP(アクセス・プロバイダ)に対する発信者情報開示の仮処分(断行)
- その他

➤ ISP(アクセス・プロバイダ)の代理人として

- 任意開示可否の判断に関する法律意見書(多数)
- 名誉毀損事件において、発信者情報開示及び損害賠償請求訴訟の被告代理人
- その他

個人情報不正流出事件(1)

- P2Pネットワーク上にXの顧客情報ファイル(個人情報15万件を含む)がアップロードされる
- 専門業者の解析によりアップロード時のIPアドレスを特定
- ISP(アクセス・プロバイダ)に対し任意の発信者情報開示請求
- (20日後)ISPより、裁判手続によらなければ開示できない旨の回答
- (7日後)発信者情報開示仮処分命令の申立て(東京地裁)
- (12日後)断行仮処分の発令
- (1日後)ISPより、Yの住所・氏名の開示

個人情報不正流出事件(2)

➤ (論点1) Xの被侵害権利

- 個人情報／プライバシーの主体(本人)ではない
- 営業秘密
- 情報管理権

➤ (論点2) 保全の必要性

- P2Pでは、アップロードした情報の削除はできない
- 情報の再送信防止(差止め)が目的
→喫緊の必要性

発信者情報開示請求の手続(私見)

➤ 構造的問題

- 権利者のフラストレーション
 - 損害賠償請求訴訟の前に複数回の訴訟等提起を強いられる
 - 損害賠償請求訴訟と同等の立証を毎回強いられる
- ISPのフラストレーション
 - 自己の経済的利益と関係のない訴訟を強いられる
→二当事者対立構造の訴訟手続の限界

➤ 発信者の匿名表現の自由との関係

- 権力対個人か、対等な私人間か
- 令状手続との対比

➤ 発信者のプライバシーとの関係

- 氏名・住所という個人識別情報(通常は機微・思想でない)
- 対等な私人間における公平の観点

発信者情報開示請求の要件（私見）

- 諸外国で開示請求が認められている実体的要件の分析が必要ではないか
- 例：米国のJohn Doe訴訟でSubpoenaが発せられる要件
 - Summary judgment Standard
 - Summary judgment and Balance Standard
 - Motion to dismiss Standard
 - Good faith Standard

ISPによる任意開示の要件(私案)

- (要件①) 構成要件該当の外形的事実
 - 表現自体から、名誉毀損・著作権侵害等の構成要件を満たす蓋然性が高いことが判断できる
- (要件②)
 - a. 発信者から開示を拒絶する旨の回答がない場合
 - 開示
 - b. 発信者が発信の事実自体を争う場合
 - 技術的に同一性が確認できれば開示
 - c. 発信者が権利侵害該当性を争う場合
 - 発信者の主張が主張自体失当(全て真でも請求認容)ならば開示